

## 議案第69号

### 久喜市税条例等の一部を改正する条例

(久喜市税条例の一部改正)

第1条 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、第2号ア及びイを次のように改める。

#### ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

#### 4輪以上のもの

##### 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

##### 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

#### イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

第82条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第10条の2中第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、第1項を第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並び

に第34条の3」に改める。

附則第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする。

(久喜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成25年久喜市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち附則第19条の2第2項の改正規定中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第1条第2号の改正規定中「改正規定」の次に「(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附則第2条第1項の改正規定中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」に改め、同条第2項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

(久喜市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 久喜市税条例の一部を改正する条例(平成22年久喜市条例第242号)の一部を次のように改正する。

附則第19条の3第2項の改正規定中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中久喜市税条例附則第4条の2の改正規定、附則第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定及び第3条の規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日
- (2) 第1条中久喜市税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の久喜市税条例(以下「新条例」という。))附則第16条に

係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

(3) 第1条中久喜市税条例第33条第5項の改正規定並びに第2条中久喜市税条例の一部を改正する条例附則第1条第2号の改正規定及び附則第2条第1項の改正規定 平成28年1月1日

(4) 第1条中久喜市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5) 第1条中久喜市税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日

(6) 第2条中久喜市税条例等の一部を改正する条例附則第2条第2項の改正規定 平成28年10月1日

(7) 第1条中久喜市税条例附則第19条第1項及び第2条中久喜市税条例等の一部を改正する条例附則第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第33条第5項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の

地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を改正する条例(以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

平成26年9月2日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。